

特殊車両の指導及び取締りを実施します

～道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために～

1. 概 要

道路を通行する車両は、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、幅や重量、高さ等が制限されています。

それらの制限値を超える車両、いわゆる「特殊車両」が道路を通行するためには、通行する道路の管理者の許可（「特殊車両通行許可」）が必要です。特に、車両総重量の制限値を超えた車両は、道路橋や舗装等といった道路の構造物の劣化を早め、ときには重大な交通事故を引き起こすことがあります。

三重河川国道事務所は、三重県警察松阪警察署の協力を得て、特殊車両の指導及び取締りを次のとおり実施します。

2. 取締り日時及び場所

◎日 時：平成30年7月19日（木）14：00～16：00

（解禁日：平成30年7月19日（木）17：00）

※予備日：平成30年7月26日（木）14：00～16：00

（解禁日：平成30年7月26日（木）17：00）

※天候の状況等により中止する場合があります。

◎場 所：一般国道23号上り38.2k p 三雲取締基地

（松阪市中道町花ノ木地内）（別紙1参照）

※取材を希望される方は下記問合せ先までご連絡下さい。

3. 配付資料 別紙1：取締り現場位置図

別紙2：違法重量超過車両が道路に与える影響

4. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、松阪記者会

5. 問合せ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

副所長 ^{すずき}鈴木 克章 ・ 道路管理第一課長 ^{わたなべ}渡邊 ^{たつはる}竜晴

TEL（059）229－2221 FAX（059）229－2380

取締り現場位置図

別紙1

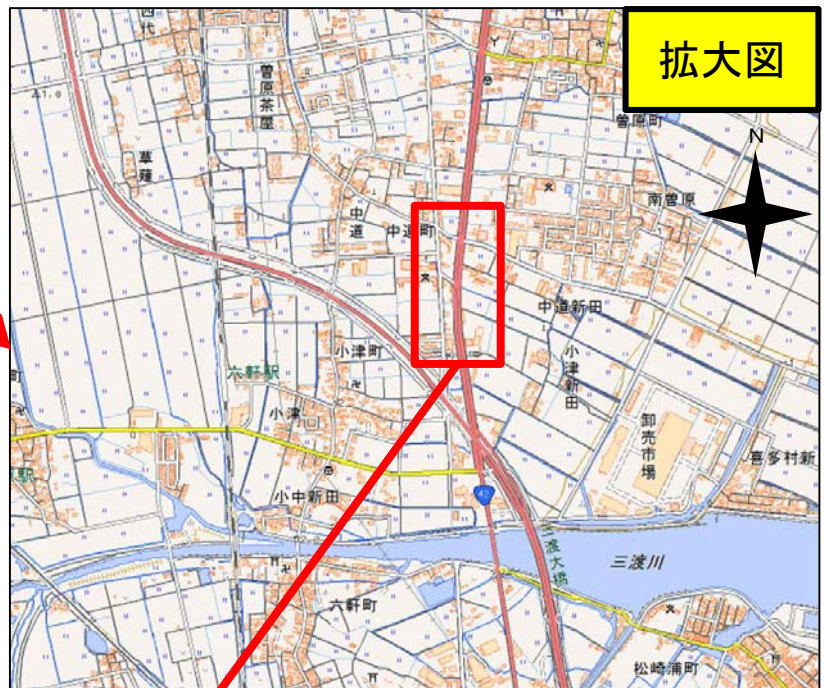
一般国道23号上り38.2kp 三雲取締基地(松阪市中道町花ノ木地内)

広域図



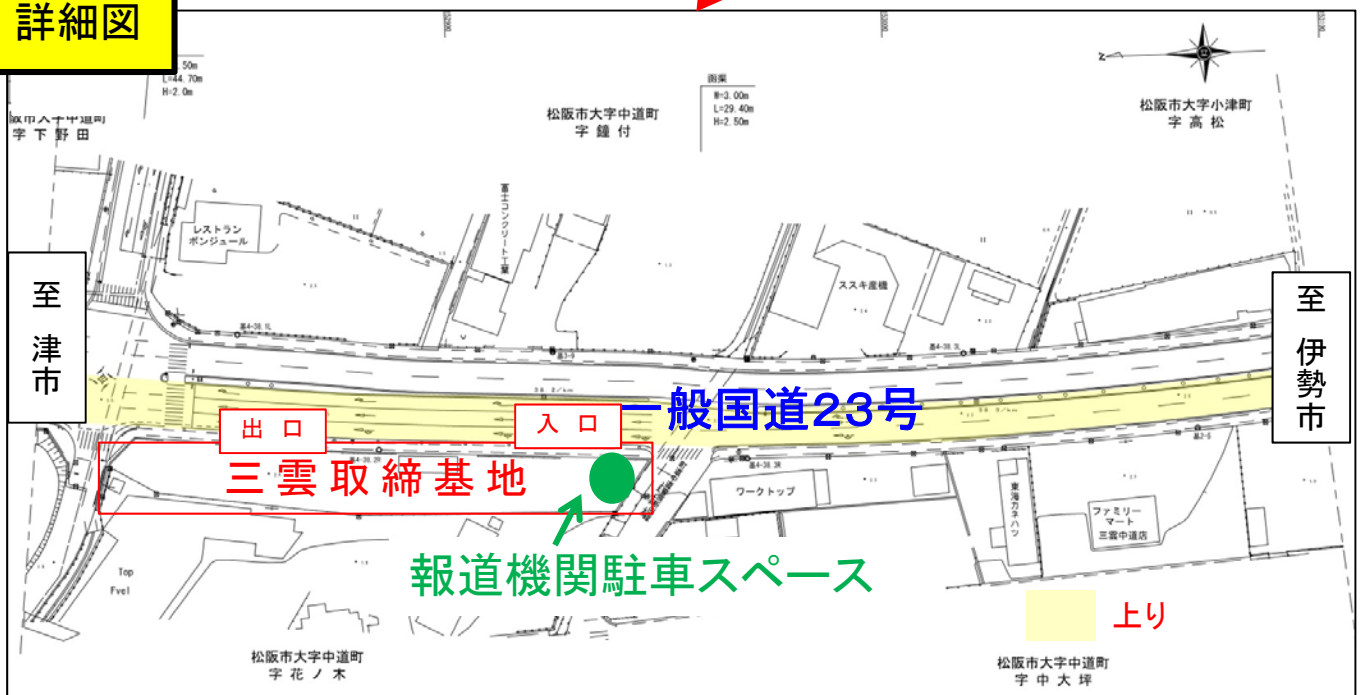
至 津市

拡大図



至 伊勢市

詳細図

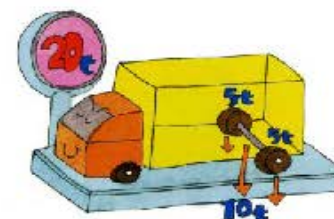
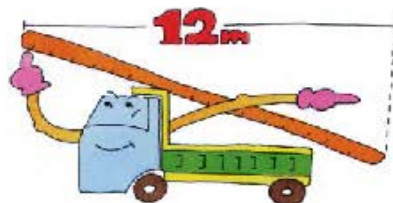


違法重量超過車両が道路に与える影響

別紙2①

1. 車両の幅、重量、高さ等の最高限度

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、車両の幅、重量、高さ等の最高限度は、車両制限令で定められています。この制限値を超える車両が道路を通行するためには、通行する道路の管理者から「特殊車両通行許可」を受ける必要があります。



寸法	最高限度	重量	最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン ※ 重さ指定道路は25.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル ※ 高さ指定道路は4.1メートル	輪荷重	5.0トン

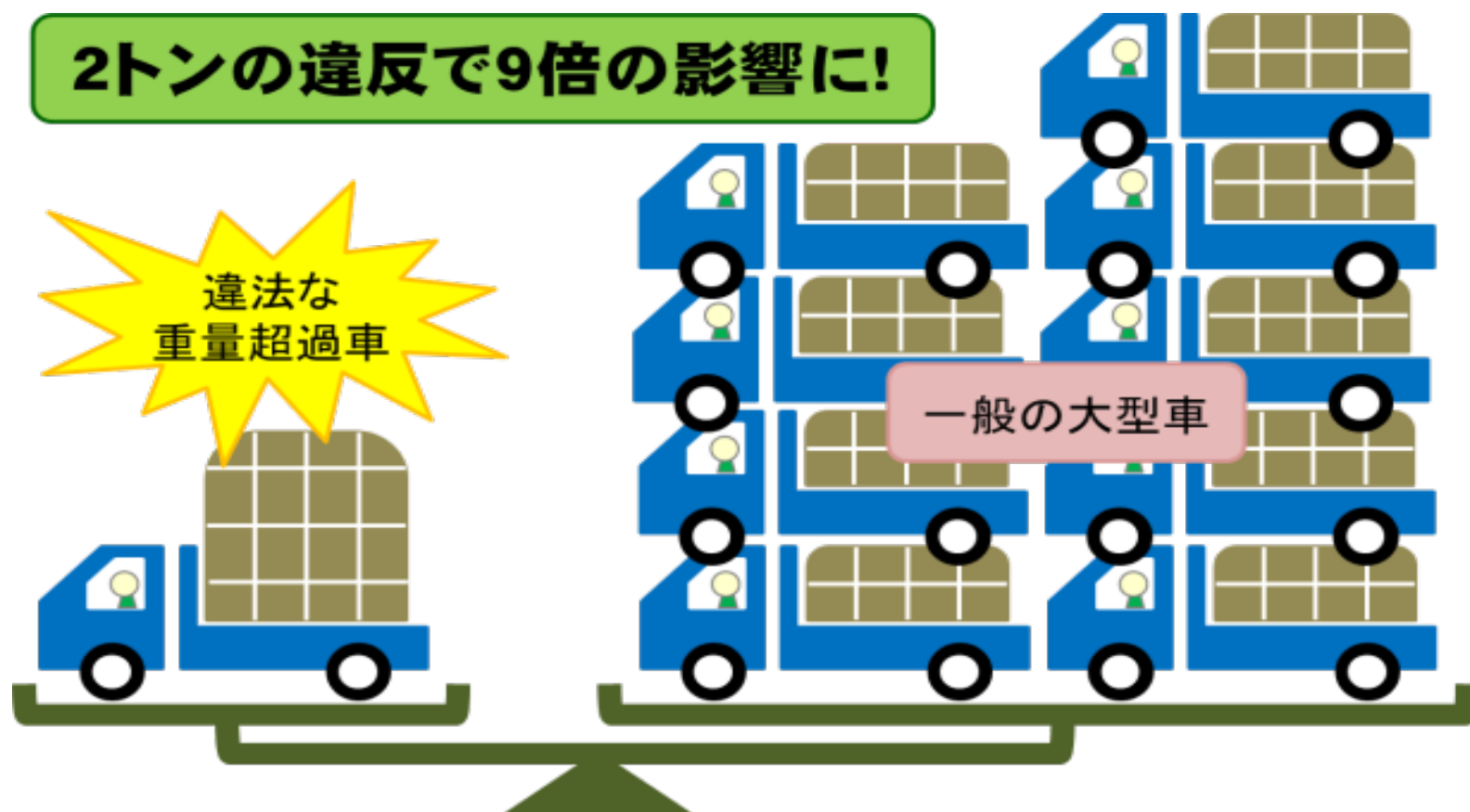
車両制限令に定める車両の幅等の最高限度

違法重量超過車両が道路に与える影響

別紙2②

2. 軸重と道路橋劣化の関係

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、構造物に対して約9倍の重さがのることになり、わずかな重量オーバーであっても道路へのダメージが大きくなります。

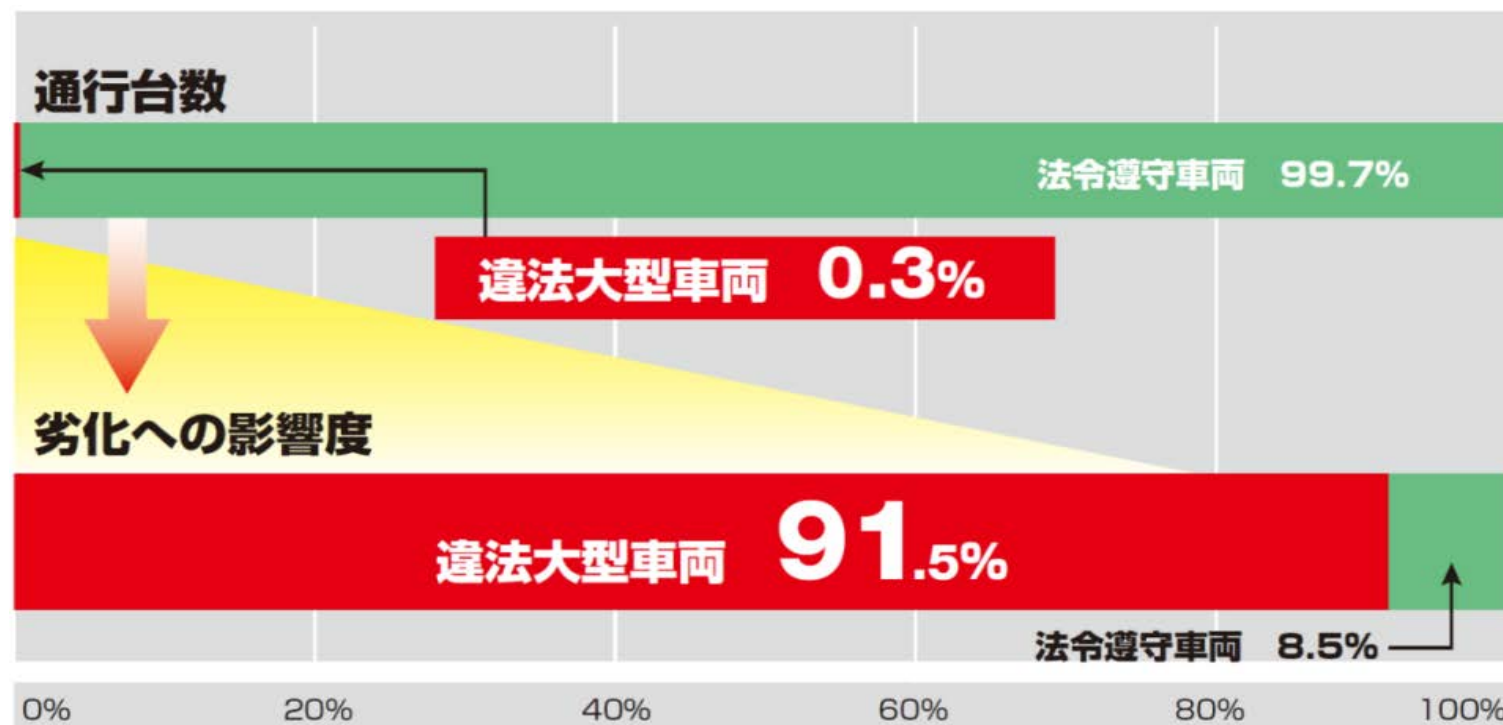


違法重量超過車両が道路に与える影響

別紙2③

3. 違法大型車両が道路橋の劣化に与える影響

通行車両のうち、違法に重量制限を超過した大型車両の通行は、わずか0.3%ですが、そのわずかな違法車両通行が道路橋に与える影響は、全体の約9割を占めます。



※自動計測装置（全国39箇所に設置）のデータから試算